

# 生徒指導 オリエンテーション

山口県立宇部商業高等学校  
生徒部

## 【規則に関すること】

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用（シンナー等）・危険物の所持・窃盗・虚言など、法律で禁じられていることや、社会的に許されない行為は行ってはならない。
- (2) 喧嘩・脅迫・暴力等の行為は行ってはならない。
- (3) パチンコ店や風俗営業店等の不健全な遊び場に出入りしてはならない。
- (4) 交通道徳を遵守し、交通規則に違反してはならない。違反または事故を起こした場合は速やかに申し出る。
- (5) 男女の交際については、互いに相手の人格を尊重するとともに、他人から誤解を招く言動は避ける。
- (6) 学校の内外を問わず、公共物や生命のあるものを大事に扱い、また常に環境の美化に努めるなどの公衆道徳を守るよう心がけなければならない。
- (7) 登校後、許可なしに校外に出てはならない。

## 【服装・所持品等に関すること】

- (1) 制服は、本校指定のものとし、下記の指定店で購入すること。

※指定店…スクールショップキタノ、幸太郎スポーツ

冬期 10月～5月	男子	(正装)上着、ズボン、長袖カッターシャツ、ベスト、ネクタイ、セーター、防寒コート
	女子	(正装)上着、スカート、長袖ブラウス、ベスト、リボン、セーター、防寒コート
夏期 6月～9月	男子	半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ、(開襟シャツ)、ズボン、ネクタイ
	女子	半袖ブラウス、長袖ブラウス、スカート、ベスト

- ① 制服…変形等の細工は不可。違反の制服は卒業時まで預かり、正規の基準の制服を新たに購入してもらう。
- ② 女子のスカート丈…膝皿の中心で柄模様を合わせる。ずれが生じる場合は中心より下で柄合わせをする。
- ③ ベストの着用…女子の夏服では必ず着用する。冬服での着用は生徒に任せる。  
(冬服はベストのみの登校は不可。)
- ④ 防寒具、セーター…男女とも所定のを許可する。
- ⑤ ブラウス、カッターシャツ…男女とも所定のを許可する。
- ⑥ 衣替えの時期…6月1日、10月1日とするが、その前後1週間は衣替えの移行期間とする。ただし、セーターのみで登校することは許可しない。

- (2) 履物は、校舎内では所定の上履き（スリッパ）を、通学には白を基調とした運動靴または黒の革靴を着用する。

- ① 上履き…所定の物を購入する。名札の代わりとなるので、きちんと氏名を書く。
- ② 通学靴…白色を基調とした運動靴または黒色の革靴を着用する。運動靴は体育の授業時に履けるものであることを原則とする。

- (3) 靴下は、白色または黒色ソックスを着用する。なお、女子はベージュまたは黒色のストッキングを併用してもよい。

- ①靴下…白色または黒色で、ワンポイントは許可するが、ライン入りやルーズなものは認めない。ハイソックスやくるぶしより短いものは許可しない。  
②ストッキング…ベージュまたは黒色のストッキングは許可する。防寒目的の使用であるので、靴下と併用を原則とする。

- (4) 鞆は、所定の通学鞆とし、荷物が入りきらない場合は補助バックを使用してもよい。制服着用時には、補助バックのみの使用は認めない。

- ①鞆…指定の鞆を使用する。補助バックは華美でないものとする。  
②飾り付け…シール、キーホルダー等の不要物は付けない。

- (5) 雨傘、雨靴、手袋、ベルト、マフラー、ネックウォーマー等は、華美でないものを使用する。

- 雨傘、手袋、ベルト、マフラー、ネックウォーマー等は華美にならないようにする。不必要な飾りがついたものは許可しない。

- (6) 髪型は、高校生らしいものとして、髪は生来の髪質および髪色を保ち、染色、脱色、パーマ等の加工をしない。

男子は耳や襟にかからないように、女子は肩に触れる長さになったら束ねるか三つ編みにする。

- ①髪型…高校生らしい髪型で学習や運動に支障なく清潔に保たせる。染色、脱色、パーマ、カール等は禁止する。またアイロンの使用や、ドライヤーの過度の使用によって髪が傷んで変色しないように注意する。  
②男子…後ろ髪は襟に、横髪は耳にかからないような長さに調整する。もみあげは耳の中程度とする。  
③女子…前髪は眉毛からでない。前髪のカールは禁止する。横、後ろ髪は肩に付かないようにする。それより長くしたい場合は、黒・紺・こげ茶色のゴムひもを使用して束ねるか、三つ編みにする。  
④髪どめ…ヘアバンド、リボンは認めない。黒色の髪どめ、ピンは許可する。

- (7) 外出時は、華美にならない服装を保ち、公式の場へ出席する場合は制服を着用する。

- ①休日等で学校に登校する場合でも制服を着用する。ただし、部活動の練習や試合等に出場する場合は顧問の指導に従う。  
②生徒手帳…自己管理して常に携帯すること。  
③爪…清潔に保ち、マニキュアは禁止とする。  
④リング、ネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアス等の装飾品は禁止する。

- (8) スマートフォンの所持は認めるが、校内では電源を切り鞆の中で保管する。

- ①所持にあたっては、本校スマートフォン所持規定に従うこと。  
②SNSなどの使用には十分に注意し、高校生として不適切な言動や画像を掲載することがあってはならない。

- (9) 登下校の際、校門で立ち止まって校舎に一礼する。